



34	農山漁村振興交付金のうち 山村活性化支援交付金	URL	HP	https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/shinko_kouhukin.html			
			事例等	https://www.maff.go.jp/j/nousin/tiiki/sanson/s-zirei/zirei.html			HP
事業実施主体 (対象者)		支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R6年度当初予算 (百万円)	問合せ先
市町村、地域協議会、 民間団体等		ソフト	定額	2月～3月	12月頃	780	農林水産省農村振興局 農村政策部地域振興課 03-6744-2498

< 事業の内容 >

1. 山村活性化対策事業

山村振興法に基づき指定された振興山村において、農林水産物等の消費の拡大や域外への販売促進、付加価値の向上等を通じた地域経済の活性化を図るため、山村の特色ある地域資源の潜在力を再評価し、それらを地域ぐるみで活用するためのソフト面の取組（組織・体制づくり、人材育成、付加価値向上等）を支援します。

【事業期間：上限3年間、交付率：定額（上限1,000万円/地区）】

2. 商談会開催等事業

① 商談会開催支援

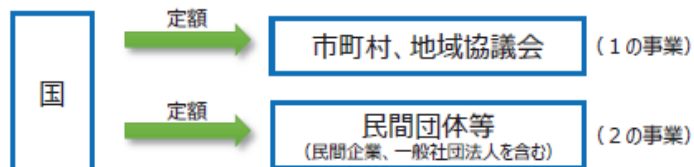
バイヤー等との商談会や販売会の開催など、山村の地域資源を活用した商品の販路開拓に向けた取組を支援します。

② 山村振興セミナー支援

地域資源を最大限活用した新ビジネスをより効果的に創出するため、商品づくりに必要なマーケティングのノウハウに係る基礎講習、ビジネスモデル作成に関する実践力を養う企画コンペ形式のワークショップの実施を支援します。

【事業期間：1年間、交付率：定額】

< 事業の流れ >



< 事業イメージ >

1. 山村活性化対策事業

地域資源の賦存状況・利用形態等の調査

資源量調査、文献調査、聞き取り調査
地域資源の管理・保全形態等調査 等



現地調査

地域資源を活用するための 合意形成、組織づくり、人材育成

住民意向調査、地域住民によるワークショップ開催
資源活用の推進体制・組織の整備、実施計画づくり 等



合意形成・計画づくり

地域資源の消費拡大や販売促進、 付加価値向上等を図る取組

地場農林水産物を使った地域産品づくり
既存の直売所等と連携した販売促進、地域ブランドづくり
商品パッケージ等のデザイン検討、ECサイトの立ち上げ 等



地域産品の加工・商品化

地域資源を活用
したビジネス創出
の支援

外部専門家
によるマーケ
ティングに関
する基礎講
習

ビジネスモデル
作成に関
する企画コン
ペ形式WS

2. ② 山村振興セミナー支援

2.① 商談会開催支援

山村地域の参加者とバイヤー等との商談会・
販売会の開催・運営、販売力向上セミナー 等



商談会の開催

農林水産業を核とした山村の所得・雇用の増大
に向けた取組の推進

35	農山漁村振興交付金のうち 最適土地利用総合対策	URL	https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/shinko_kouhukin.html				
			事業実施主体 (対象者)	支援対象・内容	補助率等	公募時期	
都道府県、市町村、 地域協議会等		ハード・ソフト	定額、 5.5/10等	随時	10月頃 (随時)		

< 事業の内容 >

1. 最適土地利用総合対策

地域ぐるみの話し合いにより、営農を続けて守るべき農地、粗放的利用を行う農地等を区分し、**実証的な取組**を行いつつ、**土地利用構想図を作成**し、その実現に必要な**農用地保全のための活動経費、基盤整備や施設整備費等を支援**します。

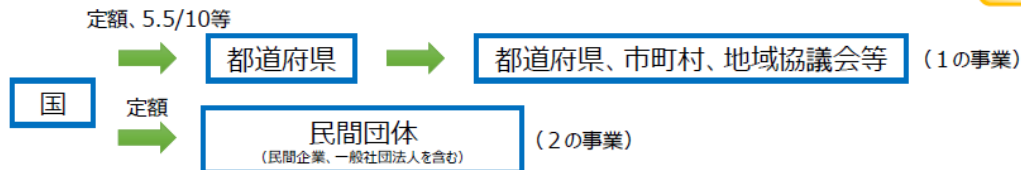
- ① 地域ぐるみの話し合いによる土地利用構想を概定、農用地保全のための実証的な取組
 - ② 土地利用構想図に基づく粗放的利用のための簡易な整備、農用地保全のための基盤整備や施設の整備
 - ③ 粗放的利用の取組や省力化機械の導入等、農用地保全のための活動
 - ④ 農山漁村活性化法に基づき、農用地保全事業を行う場合には農用地保全等推進員の措置
- 【事業期間：上限5年間、交付率（上限）：<ソフト> 定額（1,000万円/年、粗放的利用支援（※）1万円/10a又は5千円/10a、農用地保全等推進員250万円/年）、<ハード> 5.5/10等】

※ 粗放的利用支援については、最大3年間

2. 最適土地利用推進サポート事業

ITを活用した申請手続の簡素化を図るとともに、事業主体の取組内容や農地保全状況等の確認、地域の課題解決のサポート、優良事例の横展開等を支援します。
【事業期間：上限1年間、交付率：定額】

< 事業の流れ >



< 事業イメージ >

農用地保全のための多様な取組を総合的に支援

Step 1 地域ぐるみの話し合いにより、営農を続けて守るべき農地、粗放的な利用を行う農地等を区分し、実証的な取組を実施

【地域ぐるみでの話し合い】  【土地利用構想の概定】  【農用地保全の実証的な取組】 

【土地利用構想図の策定】  【粗放的利用のための条件整備】  【水路の補修・整備】  【農業用ハウスの整備】 

【鳥獣緩衝帯】  【蜜源作物の作付け】  【計画的な植林】  【省力化機械の導入】 

中山間地域等の実情に即した土地利用構想を実現

36	みどりの食料システム戦略推進交付金のうち有機農業産地づくり推進	URL	HP・事例等 https://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/yuuki/organic_village.html				
----	---------------------------------	-----	---	--	--	--	--

事業実施主体 (対象者)	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R6年度当初予算	問合せ先
市町村等	ソフト	定額、1/2	/	1月中旬～2月中旬予定 (状況に応じ随時)	(百万円) 650の内数	農林水産省 農業環境対策課 03-6744-2114

趣旨・目的

地域ぐるみで有機農業に取り組む市町村等の取組を推進するため、有機農業の団地化や学校給食等での利用、販路拡大等、生産から消費まで一貫し、農業者のみならず事業者や地域内外の住民を巻きこんで有機農業を推進する取組の試行や体制づくりへの支援、都道府県の推進体制づくりへの支援に加え、取組面積の飛躍的な拡大に取り組む産地を支援することにより、先進的なモデル地区を創出。

＜事業の内容＞

＜事業イメージ＞

1. 有機農業産地づくりの推進

有機農業の生産から消費まで一貫し、農業者のみならず事業者や地域内外の住民を巻きこんだ取組を推進するため、試行的な取組を通じた**有機農業実施計画の策定**を支援するとともに、同計画に基づく、**産地づくりに向けた定着・普及に必要な取組**を支援します。

2. 飛躍的な拡大産地の創出

地域の耕地面積に占める有機農業の面積割合の大幅な増加等、面積拡大の加速化目標等を追加した「**新たな有機農業実施計画**」の実現に向けて、**他の行政区や事業者との連携、輸出を視野に入れた取組**により域外の販路確保に取り組むつ、高能率作業機械や大ロット輸送システムの導入など生産から消費の取組を行う市町村に対して支援します。

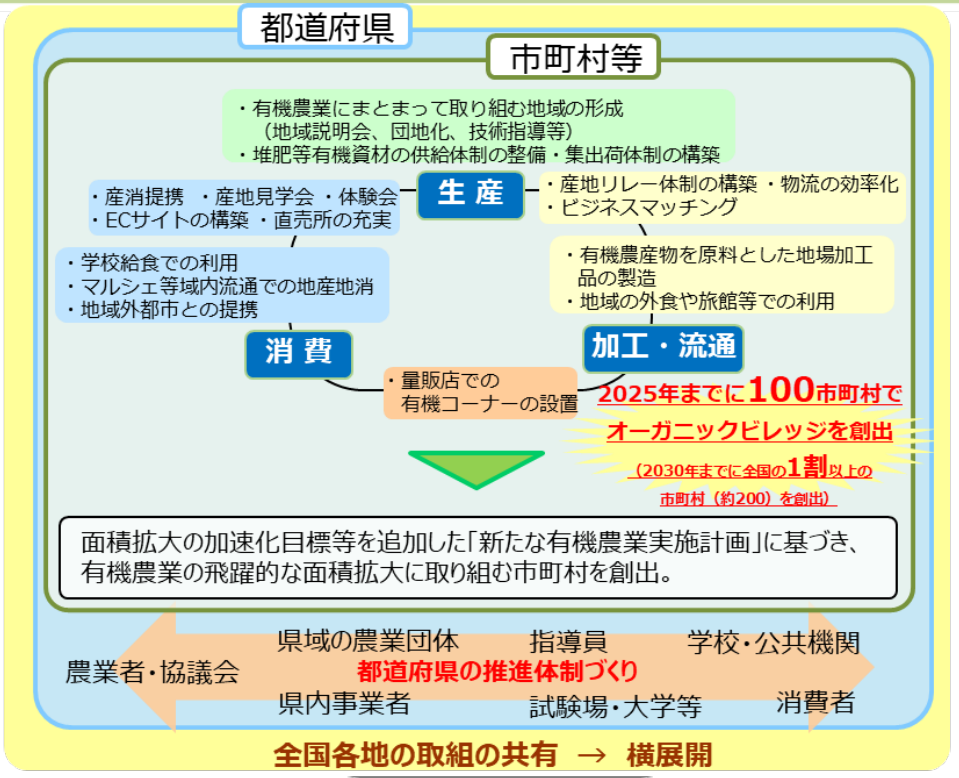
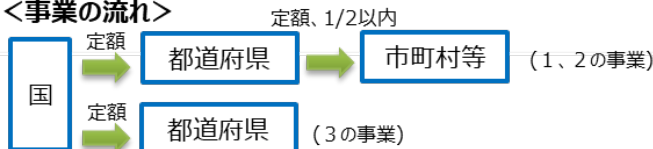
3. 展開・普及の促進

都道府県の推進体制を構築するため、都道府県全体を対象とした有機農業の**勉強会**や**検討会の開催**等の取組を支援します。

※以下の場合に優先的に採択します。

- ・有機農業に関する栽培管理協定が結ばれている場合
- ・みどりの食料システム法に基づく**特定区域**において取組を行う場合
- ・事業実施主体の構成員（農業者、民間団体等）が「**みどり認定**」等を受けている場合
- ・**地域計画**が策定されている又は策定に向けた協議が実施されている場合
- ・輸出促進法に基づく**輸出事業計画の認定**を受けた産地において取組を行う場合

＜事業の流れ＞



オーガニックビレッジを中心に、有機農業の取組を全国で面的に展開

37	国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金	URL	https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/hojo/hojokin.html				
----	---------------------	-----	---	--	--	--	--

事業実施主体 (対象者)	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R6年度当初予算	問合せ先
国指定等文化財の所有者等	ハード	原則50% 上限85%	年5回を予定 ※4月、6月、9月、 11月、2月頃	/	(百万円) 24,598	文部科学省文化庁 文化資源活用課 075-451-4111(内線9659)

趣旨・目的 国指定等文化財の保存・継承・活用等を行う。

事業内容 国指定等文化財の所有者等が文化財の保存・継承・活用等を行うために必要な経費を補助する。

<主な施策>

◆建造物の保存修理等 11,438百万円 (11,438百万円)

国宝・重要文化財(建造物)を次世代に継承するための修理や、自然災害等から護るための防災設備の整備、耐震診断等に対する補助を行う。

・国宝・重要文化財建造物保存修理強化対策事業 11,334百万円 (11,334百万円) 等

◆美術工芸品の保存修理等 1,085百万円 (1,085百万円)

国宝・重要文化財(美術工芸品)を次世代に継承するための修理や、盗難等により所在不明となることや、自然災害から護るための防災・防犯設備等の整備に対する補助を行う。

◆伝統的建造物群基盤強化 1,567百万円 (1,567百万円)

伝統的建造物群保存地区を社会基盤として捉え、保存に関する計画から防災対策までを体系的に位置付け、定期的な修理による個々の伝統的建造物の健全性確保とともに、防災設備等の整備を一体的・総合的に実施し、災害に強く、魅力的なまちづくりを実現する。

◆史跡等の保存整備・活用等 9,106百万円 (9,554百万円)

歴史上、学術上価値の高い史跡等について、保存と活用を図るための事業を行う所有者、管理団体等に対する補助を充実し、保存整備や活用等を推進する。

・歴史生き活き！史跡等総合活用整備事業 5,057百万円 (5,311百万円) 等

◆無形文化財の伝承・公開等 1,240百万円 (1,244百万円)

芸能や工芸技術の無形文化財、風俗慣習や民俗芸能等の民俗文化財、文化財の修理や用具の製作・修理等の文化財の保存のために欠くことのできない文化財保存技術の確実な伝承等を図るために必要な支援を行う。



<建造物半解体修理の様子>
重要文化財 本隆寺本堂
(京都府京都市)



<史跡及び名勝整備の様子>
史跡及び名勝「三徳山」の庭園
(鳥取県正善院)

等

38	国宝重要文化財等防災施設整備費補助金	URL	https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/hojo/hojokin.html 			
----	--------------------	-----	--	--	--	--

事業実施主体 (対象者)	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R6年度当初予算	問合せ先
国指定等文化財の所有者等	ハード	原則50% 上限85%	年5回を予定 ※4月、6月、9月、 11月、2月頃	/	(百万円) 2,314	文部科学省文化庁 文化資源活用課 075-451-4111(内線9673)

趣旨・目的 国指定文化財の防火対策や耐震対策を行う。

事業内容 国指定等文化財の所有者等が防災対策を行うために必要な経費を補助する。

【実施内容】

- ・個別の文化財特性に応じた**防火施設の整備**
- ・老朽化または、毀損した防火施設の更新
- ・盗難や放火等の不審者から文化財を護る防犯施設整備
- ・耐火構造の保存活用施設の整備
- ・耐震性能の劣る建造物の**耐震対策工事**
- ・城郭の**防火、耐震対策等の整備**

補助事業者：所有者、管理団体等

補助金の額：原則、補助対象経費の1/2

※財政状況による補助率の加算あり（最大35%）

【対象文化財】

- ・重要文化財（建造物）・重要文化財（美術工芸品）
- ・重要有形民俗文化財・史跡名勝天然記念物
- ・重要文化的景観・重要伝統的建造物群保存地区

早期発見



初期消火



延焼防止



耐震対策



老朽化対策

